

## 第2章 取り組みの経緯

### 1 取り組みの経緯

戦後、日本は、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を原則とする日本国憲法を制定しました。

この憲法に基づいて、各地方自治体では、地方自治の確立、選挙制度の改革、福祉政策の転換、男女平等の追求、教育制度の改革など、多くの改革が進められ、本市においても具体的に人権を保障する諸制度を形作り、さまざまな取り組みを推進しています。

しかしながら、戦後の日本社会の急激な構造変化によって、憲法制定当時には想定できなかった問題が発生し、本市においても多くの人権課題が存在し続けるとともに、新たな課題も生み出されてきました。

昭和40（1965）年の「同和对策審議会答申」を受け、昭和44（1969）年に「同和对策事業特別措置法」が、さらには、昭和57（1982）年には「地域改善対策特別措置法」が施行されました。

本市では、そうした法律の施行以前から同和行政や同和教育を推進しており、同和問題の解決に向けた取り組みは既に行われていました。

そして、この人権問題の解決に向けた潮流は、昭和62（1987）年の「人権尊重都市宣言」、そして、平成6（1994）年の「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の制定に発展し、本市のあらゆる人権課題の解決へ向けた取り組みへとつながっていきました。

例えば、同和問題（部落差別）については、平成4（1992）年に策定した「鳥取市同和对策総合計画」に基づき、平成22（2010）年度の計画終了まで、差別実態の改善や差別意識の解消、差別事象に対する対応等に取り組んできました。そして、現在においても、こうした取り組みを継続しているところです。

女性差別の撤廃・男女共同参画の推進については、平成11（1999）年の「男女共同参画社会基本法」を基に、平成14（2002）年に「鳥取市男女共同参画推進条例」を制定し、「鳥取市男女共同参画計画」により男女共同参画社会の形成に向けたさまざまな施策に取り組んできました。

障がいのある人への人権問題については、「障害者基本法」を基に、平成27（2015）年に「鳥取市障がい者計画」を策定し、障がい者が住み慣れた地域で自立し社会参加することができる「共生社会」の実現に向けた施策に取り組んできました。

また、平成12（2000）年、「人権教育及び啓発の推進に関する法律」が制定され、平成13（2001）年に、「人権教育のための国連10年」を基に「鳥取市行動計画」を策定し、人権尊重の精神の涵養と人権が尊重される社会の実現をめざし、市民集会の開催や各種の研修会などに取り組んできたところで

す。

そして、平成19（2007）年、すべての人権施策の基本となる考え方や方向性を示す「基本方針」を策定しました。

その後、平成23（2011）年の「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」の施行に伴う平成25（2013）年の第1次改訂を経て、今回の第2次改訂に至っています。

なお、今回の改訂にあたっては、人権関係団体などに対する聞き取りや、「市民意識調査」により把握された市民意識の現状やその傾向等も踏まえ策定しています。